

対象工事番号

【完了(施工証明書様式-1)】1/2

↑「交付決定通知書」に記載の番号を忘れずに記入して下さい。

証明年月日: 平成   年   月   日

## 施工証明書

下記通り民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の対象となる改修工事を行ったことを証明します。

国土交通大臣  
建設業許可 又は ( 特-00 ) 第 ( 00000 ) 号  
いずれかに (東京都) 知事

工事施工者 株式会社 ○○工務店 工社株  
務○式  
店○卸

代表取締役 晴海 良大

所在地 東京都中央区晴海○-○-○ ○○ビル

電話 03-△△△△-△△△△

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室 宛

工事発注者	大家 太郎 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">姓と名の間は1文字空けて下さい</span>				
建物名称	○○○マンション				
建物所在地	東京 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県 中央 市 <input checked="" type="checkbox"/> 区 日本橋○-○-○				
建物の種類 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅				
工事期間	工事着工日 平成 ○○年 ○○月 ○○日	工事完了日 平成 ○○年 ○○月 ○○日			
1. 空家の省エネルギー改修工事等の内容 該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> を いれてください。 *仕様については <input checked="" type="checkbox"/> チェックが必ず必要 です。 また、改修工事を実施した空家部屋番号 を記入してください。	※1窓の断熱改修				
	窓の断熱改修の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(参考2)に合致した仕様	天井又は床の断熱改修の仕様	<input checked="" type="checkbox"/> 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(参考3)に合致した仕様	
	ガラス交換	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス寸法0.8㎡以上 (工事を実施した空家部屋番号を下段に記入) <b>202、402</b>	天井	断熱材区分 A-1・A-2・B・C	断熱材区分 D・E・F
	内窓の設置	<input type="checkbox"/> サッシの枠外寸法1.6㎡以上 (工事を実施した空家部屋番号を下段に記入)		<input checked="" type="checkbox"/> 4.0㎡以上 (6.0)	<input type="checkbox"/> 2.5㎡以上 (3.5)
	外窓の交換	<input type="checkbox"/> サッシの枠外寸法1.6㎡以上 (工事を実施した空家部屋番号を下段に記入)	床	断熱材区分 A-1・A-2・B・C	断熱材区分 D・E・F
		<input type="checkbox"/> 2.5㎡以上 (3.0)		<input type="checkbox"/> 1.5㎡以上 (2.0)	

補助対象工事として施工した施工部位等に必ずチェックが無いと補助対象外となりますので、ご注意ください

※1窓の断熱改修を実施した場合は【完了(施工証明書様式-2)】を必ず添付して下さい。  
※2天井又は床の断熱改修を実施した場合は【完了(施工証明書様式-3)】を必ず添付して下さい。  
(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

ク補助対象工事として施工した施工部位等に必ず チエツ  
 が無いと補助対象外となりますので、ご注意ください

1. 空家の省エネルギー改修工事等の内容  該当するものに <input type="checkbox"/> をいれてください。  また、改修工事を実施した空家部屋番号を記入してください。	設備の設置	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム ※3	強制循環型の太陽熱利用システムであって、それを構成する集熱器及び蓄熱槽がそれぞれJIS A 4112及びJIS A 4113で規定される性能と同等以上の性能を有することが証明されているもの		
		(上記工事を実施した空家部屋番号を右記に記入)			
		<input type="checkbox"/> 節水型トイレ	JIS A 5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているもの		
		(上記工事を実施した空家部屋番号を右記に記入)			
		<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽	JIS A 5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているもの		
		(上記工事を実施した空家部屋番号を右記に記入)			
2. 共用部の省エネルギー改修工事等の内容  *仕様については <input checked="" type="checkbox"/> チェックが必ず必要です。  該当するものに <input type="checkbox"/> をいれてください。	※1窓の断熱改修		※2外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ( )内は一戸建ての住宅の場合の使用量		
	窓の断熱改修の仕様	<input type="checkbox"/> 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(参考2)に合致した仕様	外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の仕様	<input type="checkbox"/> 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(参考3)に合致した仕様	
	ガラス交換	<input type="checkbox"/> ガラス寸法0.8㎡以上	外壁	断熱材区分 A-1・A-2・B・C <input type="checkbox"/> 1.7㎡以上 (6.0)	断熱材区分 D・E・F <input type="checkbox"/> 1.1㎡以上 (4.0)
	内窓の設置	<input type="checkbox"/> サッシの枠外寸法1.6㎡以上	屋根・天井	断熱材区分 A-1・A-2・B・C <input type="checkbox"/> 4.0㎡以上 (6.0)	断熱材区分 D・E・F <input type="checkbox"/> 2.5㎡以上 (3.5)
	外窓の交換	<input type="checkbox"/> サッシの枠外寸法1.6㎡以上	床	断熱材区分 A-1・A-2・B・C <input type="checkbox"/> 2.5㎡以上 (3.0)	断熱材区分 D・E・F <input type="checkbox"/> 1.5㎡以上 (2.0)
			基礎	<input type="checkbox"/> 0.375㎡以上 (0.9)	<input type="checkbox"/> 0.225㎡以上 (0.6)
			設備の設置	強制循環型の太陽熱利用システムであって、それを構成する集熱器及び蓄熱槽がそれぞれJIS A 4112及びJIS A 4113で規定される性能と同等以上の性能を有することが証明されているもの	
		<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム ※3			
		<input type="checkbox"/> 節水型トイレ	JIS A 5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているもの		
		<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽	JIS A 5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているもの		

- ※1窓の断熱改修を実施した場合は【完了(施工証明書様式-2)】を必ず添付して下さい。
- ※2天井又は床の断熱改修を実施した場合は【完了(施工証明書様式-3)】を必ず添付して下さい。
- ※3太陽光発電システムは対象になりませんのでご注意ください。

窓の断熱改修をした場合、右記に☑チェックが必要となります。	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の(参考2)省エネルギー改修となる窓の仕様例について確認しました。
-------------------------------	---

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(参考2)省エネルギー改修となる窓の仕様例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット。以下同じ。)が1.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの  ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの  ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
	III 次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの	低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各12ミリメートルのもの)入り建具であるもの
	次のイ、ロ又はハに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの	イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの  ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの
IV 及び V	次のイ又はロに該当するもの イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの	イの場合、複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの  ロの場合、ガラス単板二枚使用(中間空気層12ミリメートル以上のもの)、複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は低放射複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの
	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの  一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が4.00以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの  ガラス単板2枚使用(中間空気層12ミリメートル以上のもの)又は複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの
VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が0.43以下のもの	遮熱低放射複層ガラス(空気層6ミリメートル以上のもの)又は熱線反射ガラス3種入り建具であるもの
<p>1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格R3107-1998(板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法)又は日本工業規格A1420-1999(建築用構成材の断熱性測定方法)に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格R3106-1998(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。</p> <p>3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。</p>		

外壁、屋根、天井又は床の断熱改修をした場合、右記に☑が必要となります。

下記の(参考3)断熱材の各区分の内容について確認しました。

民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル(参考3)断熱材の各区分の内容

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m <sup>2</sup> ・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052～0.051	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹込み用グラスウール (施工密度13K、18K)</li> <li>・タタミボード (15mm)</li> <li>・A級インシュレーションボード (9mm)</li> <li>・シージングボード (9mm)</li> </ul>
A-2	0.050～0.046	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール断熱材 10K相当</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材 25K</li> </ul>
B	0.045～0.041	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール断熱材 16K相当</li> <li>・住宅用グラスウール断熱材 20K相当</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号</li> </ul>
C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール断熱材 24K相当</li> <li>・住宅用グラスウール断熱材 32K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 16K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 24K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 32K相当</li> <li>・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当</li> <li>・住宅用ロックウール断熱材 (マット)</li> <li>・ロックウール断熱材 (フェルト)</li> <li>・ロックウール断熱材 (ボード)</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号</li> <li>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板2種</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種1号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板3種1号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板3種2号</li> <li>・吹込用セルローズファイバー 25K</li> <li>・吹込用セルローズファイバー 45K、55K</li> <li>・吹込用ロックウール断熱材 65K相当</li> </ul>
D	0.034～0.029	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能グラスウール断熱材 40K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 48K相当</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号</li> <li>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板1種</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板3種</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種2号</li> </ul>
E	0.028～0.023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種3号</li> </ul>
F	0.022以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種フェノールフォーム保温板1種1号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板1種2号</li> </ul>